

工事費内訳書の提出について（お知らせ）

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の一部が令和7年12月12日に施行されることに伴い、入札参加時に提出頂く工事費内訳書に、追加で記載頂く内容がございますので、注意喚起のためお知らせを配布します。

十分にご留意のうえ、手続きを進められますようお願いいたします。

記

1. 入札参加時に提出頂く工事費内訳書の欄外に、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金）を記載願います。

詳細については、公告資料として配布する工事費内訳書の様式（EXCEL）についてご確認願います。

2. なお、上記材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金の記載がない場合、原則として入札**無効**の取扱いとなるため、十分ご留意願います。

【留意点】

令和8年3月31日までに公告を開始する工事に限り、記2. の記載がない場合でも、暫定的に無効としない扱いとしていましたが、令和8年4月1以降公告する工事については、記載が無い場合は原則として無効の入札として取扱いますので、ご留意願います。

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

- 令和7年12月12日以降に入札を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)
 (直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)
 (現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **** 円)
 (工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

○ 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
 ○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★ 記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。